

令和4年3月25日時点版

## タイの農薬規制にかかるQ & A

規制の内容については、随時情報収集しているところであり、回答については、作成時点で判明している情報を基に作成しているため、今後、変更の可能性があります。今後、新たな情報等がありましたら、随時更新する予定ですので、農林水産省の下記のホームページもご参照下さい。<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

## もくじ

### 1 概要

- Q 1. タイが輸入農産物に対して、実施中の農薬の規制はどのようなものですか？
- Q 2. 実施中の農薬の規制とは具体的にどのようなものですか？
- Q 3. Q 2 の規制は、いつから運用していますか？
- Q 4. 農水省は、これらのタイの規制に対して、タイ側にどのような働きかけを行ってきましたか？

### 2 輸入時の農薬検査について

- Q 5. この規制が導入された背景は何ですか？
- Q 6. 対象の品目は何ですか？
- Q 7. 品目によって規制の内容は異なりますか？
- Q 8. 規制の内容は具体的にはどのような内容ですか？

(抽出検査関係)

- Q 9. グループごとに検査の内容は異なりますか？
- Q 10. 「非常に高リスク」のリストはどのように更新されますか？
- Q 11. 「高リスク」のリストはどのように更新されますか？
- Q 12. 検査の費用はかかりますか？
- Q 13. 検査の頻度はどのくらいですか？
- Q 14. 検査でサンプリングされる量はどのくらいですか？
- Q 15. 検査では何を見られるのですか？
- Q 16. タイと日本の残留農薬の基準値はどのように異なるのですか？
- Q 17. 検査の結果が出るまでどれくらい時間がかかりますか？また、検査結果が出るまでは、通関ができないのですか？

(分析結果証明書関係)

- Q 18. どの単位で分析結果証明書が必要ですか？また、どのようなところを見られますか？
- Q 19. 分析機関の指定はありますか？
- Q 20. 何を分析すれば良いですか？品目によって分析する対象は異なりますか？
- Q 21. 分析証明書と輸入商品の同一性について証明する必要があるとのことですが、どのような方法で証明すれば良いですか？
- Q 22. 分析結果証明書は、原本の提示が必要ですか？

- Q23. 分析結果証明書は、日本語でも良いですか？  
(ラベル関係)
- Q24. ラベルを貼り付ける等の対応が必要ですか？  
(罰則関係)
- Q25. どのような場合、通関できない又はペナルティが科せられますか？  
(その他)
- Q26. 分析結果証明書を取得するための費用について、国の補助はありますか？その他、支援策はありますか？
- Q27. タイの農薬規制にかかる最新の情報は、どこで入手できますか？
- Q28. 簡易検査キットは国内でも入手可能ですか？

### **3 パラコート等の規制強化について**

- Q29. この規制が導入された背景は何ですか？
- Q30. 対象の品目は何ですか？
- Q31. 規制の内容は具体的にはどのような内容ですか？
- Q32. 通関時に、パラコート等の農薬がタイ政府の検査で輸出農産物に検出された場合、どうなりますか？罰則はありますか？
- Q33. 今後、規制が強化される農薬はありますか？

(以上)

## 1 概要

Q1 タイ政府が輸入農産物に対して、現在、実施中の農薬の規制はどのようなものですか？

(答)

タイ政府が輸入農産物に対して、現在、実施中の農薬にかかる規制は、以下の2つがあります。

- ① 輸入生鮮野菜及び果物の残留農薬検査  
(以下、「残留農薬検査」という。)
- ② パラコート及びクロルピリホス等の特定の農薬の規制強化  
(以下、「パラコート等の規制強化」という。)

Q2 実施中の農薬の規制とは具体的にどのようなものですか？

(答)

- ① 残留農薬検査については、  
輸入される生鮮野菜及び果物に対して、  
・ 輸入時にタイ政府が指定するサンプリング・農薬の分析を受諾 又は、  
・ 指定の農薬の分析結果証明書の提示  
等を求めるものです。
- ② パラコート等の規制強化については、  
タイ国内で製造された食品及び輸入食品について、パラコート、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、パラコートジクロリド、パラコートジメチルサルフェート又はパラコートメトサルフェートの5つの物質が検出されてはならない(※)というものです。  
(※) 検出限界値 (LOD) が示されています。(Q31 参照)

Q3 Q2の規制は、いつから運用していますか？

(答)

残留農薬検査については、タイ政府が2020年7月に発表したガイドラインが、2020年8月1日から運用されています。(残留農薬検査自体は、類似の仕組みのもと、2020年7月以前も行われていました。)

パラコート等の規制強化については、2020年8月、クロルピリホス、クロルピリホス-メチル、パラコート、パラコートジクロリド、パラコートジメチルサルフェートの5物質を「第4種有害物質」(※食品からの検出を禁じるもの)に

指定する告示案がタイの食品委員会で承認され、同年 11 月 2 日、当該告示が公布されており、2021 年 6 月 1 日に施行されました。

【保健省告示 387 号 改正告示（2020 年 11 月 2 日公布）】

（原文）

[https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/P419.pdf](https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P419.pdf)

（日本語訳）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/thailand/food/MoPH419.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/MoPH419.pdf)

Q 4 農水省は、これらのタイの規制に対して、タイ側にどのような働きかけを行ってきましたか？

（答）

農林水産省では、在タイ日本国大使館及びジェトロバンコクと連携して、運用の詳細等の情報収集を行うとともに、タイ政府に対して、働きかけを行ってきました。

残留農薬検査については、タイ保健省食品医薬品局（FDA）が、2020 年 1 月下旬に方針を示し、以後、詳細不明な状況が続いていました。運用を規定したガイドラインが公表されたのは、同年 5 月中旬であり、当初の施行日は同年 6 月 15 日と、公表から施行まで 1 ヶ月程度と周知期間も短く、ガイドラインで求めている措置により、日本産農産物の輸出への影響が懸念されました。このため、ガイドラインの施行の延期を求めるとともに、ガイドラインに基づく運用の詳細について情報収集を進め、輸出者の負担が減るよう、働きかけを行ってきました。結果として、施行日は 2020 年 8 月 1 日に延期となり、日本で検査分析を行う場合の対象物質も削減されました。

また、パラコート等の規制強化については、5 物質の残留農薬基準を不検出とするタイの保健省告示案が、日本を含む WTO 加盟国に SPS 通報（2020 年 7 月 18 日に意見締切）され、日本からは、Codex で示された国際基準よりも厳しいレベルの保護が行われようとしているにもかかわらず、科学的な根拠が示されていないため問題であるとするコメントを提出するなどの対応を行い、タイ政府への働きかけ及び情報収集を行いました。

## 2 輸入時の農薬検査について

輸入時の農薬検査については、タイ政府より以下の 2 つの文書が出されており、これらの文書に基づいて、運用されています。

- （1）食品医薬品事務局通知「農業有害物質の残留があり得る野菜及び果物の監視施策に関する説明」（2020 年 1 月 24 日）

【原文】（タイ語）

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_fda/63\\_PesticideResidue.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/63_PesticideResidue.pdf)

【日本語仮訳】

[https://www.jetro.go.jp/view\\_interface.php?blockId=29789600](https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=29789600)

（２）「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版）」（2020年7月）

【原文】（タイ語）

<http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised.pdf>

【英語訳】

[http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised\\_Eng.pdf](http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised_Eng.pdf)

【日本語仮訳】

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/thailand/food/revisedguidelines.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/revisedguidelines.pdf)

（参考）タイにおける輸入青果物の残留農業検査にかかる資料は以下のタイ政府のページにまとめて掲載されています。

<https://www.fda.moph.go.th/sites/Logistics/SitePages/DisplayNews.aspx?IDitem=8&List=ImportsNews>

Q 5 この規制が導入された背景は何ですか？

（答）

2019年12月27日、保健大臣が2020年を食品安全の1年として、タイ国民が安全性の高い食品を消費できるようにするとの健康分野の国家的目標を発表していることがガイドラインで言及されています。ジェトロがタイの担当官にヒアリングを行った際には、上記に加え、市民団体のタイ農薬警告ネットワーク（THAI-PAN）が青果物の残留農薬を検査した結果、4割以上が国内の基準を超えていたこと等も影響しているとのことでした。（なお、今回の規制は、輸入食品だけでなく、国内生産に対しても対応を求めているものです。）

Q 6 対象の品目は何ですか？

（答）

全種類の生鮮野菜及び果物が対象です。ただし、乾燥及び冷凍された野菜及び果物は含まれません。

Q 7 品目によって規制の内容は異なりますか？

(答)

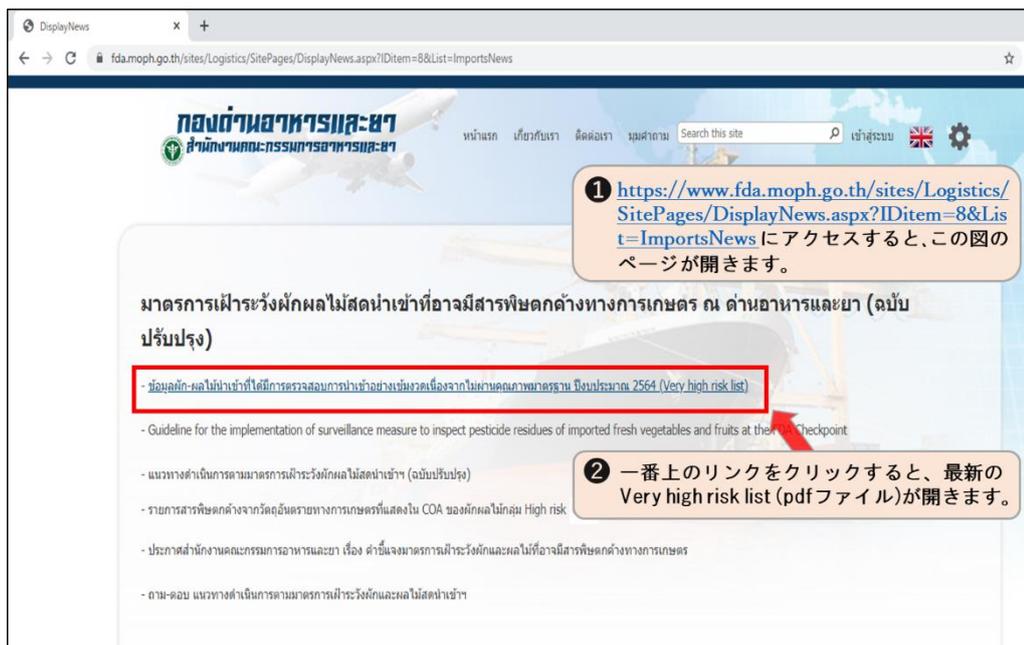
タイ食品医薬品検査課が、過去の残留農薬の検査結果から、残留農薬が検出されるリスクに従って、対象の品目を「非常に高リスク (Very High Risk)」「高リスク (High Risk)」「低リスク (Low Risk)」の3つのグループに分けており、規制の内容は、最もリスクが高いグループには最も厳格に実施され、それ以下のグループは程度を落として運用されるとされています。なお、それぞれのグループに含まれる品目は以下の通りです。

(1) 非常に高リスク

食品医薬品事務局のウェブサイトに掲載されている「農業有害物質による残留有害物質問題が検出された生鮮野菜及び果実リスト」に含まれている特定事業者の生鮮野菜及び果物

上記リストの最新のものは、下記 URL のページの1番上に掲載されています。(詳しくは、以下の図をご参照ください。)

<https://www.fda.moph.go.th/sites/Logistics/SitePages/DisplayNews.aspx?IDitem=8&List=ImportsNews>



- (2) 高リスク ※令和3年10月1日から該当する品目に変更されました。  
(令和2年8月1日～令和3年9月30日)

野菜(5品目)

：スナップエンドウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、ホウレンソウ

果実(5品目)

：さくらんぼ、みかん、いちご、ぶどう、ドラゴンフルーツ

(令和3年10月1日～)

野菜(5品目)

：スナップエンドウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、ホウレンソウ

果実(3品目)

：さくらんぼ、ザクロ、ライチ

- (3) 低リスク

「非常に高リスク」「高リスク」グループに該当しない品目

Q8 規制の内容は具体的にはどのような内容ですか？

(答)

「非常に高リスク (Very High Risk)」「高リスク (High Risk)」「低リスク (Low Risk)」の3グループごとに内容が異なります。

- (1) まず、「非常に高リスク」に分類されている特定事業者の商品に該当しているか(「農業有害物質による残留有害物質問題が検出された生鮮野菜および果実リスト」に含まれているか)確認されます。(製造者名と輸出者名が一致しない場合は、主として製造者名を用いられます。製品名が食品名と一致しない場合(食品名がタイ語表記で、製品名が英語表記でリスト中に記載されている場合)は、主として製品名を用います。)
- (2) 「非常に高リスク」に該当している場合は、タイの担当官により、サンプリングが行われ、輸入者に商品の一部が渡されます。輸入者は、費用を負担し、政府の分析機関等で分析を行う必要があります。タイ政府によるサンプリングやタイでの分析を希望しない場合、輸入元国で検査分析を行った分析結果証明書(Certificate of Analysis (COA))を提示します。
- (3) タイでの分析を行う場合は、分析結果が出るまで、商品が留め置かれます。(ただし、分析結果を待つことが出来ないと考えられる場合、商品留置に同意する旨を含む宣誓書を作成すれば、通関手続きに進めますが、その後、タイの担当官が留め置きを撤回してから、流通が可能とな

ります。) タイで行われた分析の結果に応じて、輸入の可否が判断されます。COAを提示する場合は、法令に適合しているか確認され、通関手続きを行い、商品を流通させることができます。

- (4) 「非常に高リスク」のリストに該当しない場合、「高リスク」に該当しているか確認されます。
- (5) 「高リスク」に該当している場合、タイの担当官によりサンプリングが行われ、分析機関での分析が行われます。タイ政府によるサンプリングやタイでの分析を希望しない場合、COAを提示します。COAを提示する場合は、法令に適合しているか確認され、通関手続きを行い、商品流通をさせることができます。
- (6) タイ政府による分析が行われる場合、「非常に高リスク」と違い、留め置きは行われず、分析機関送付用のサンプル採取が終われば、分析結果を待たず、通関手続きに進めます。
- (7) 「非常に高リスク」および「高リスク」に該当しない場合は「低リスク」に該当し、タイの担当官によりサンプリングが行われ、簡易検査キットにより分析されます。なお、タイ政府によると、タイ政府が指定した134物質のCOAを提示した場合は、簡易検査キットによる分析が免除され、法令に適合しているか確認された後、通関することが可能です。
- (8) 「低リスク」に該当している場合、「高リスク」と同様に、留め置きは行われず、簡易検査用のサンプル採取が終われば、分析結果を待たず、通関手続きに進めます。
- (9) 簡易分析の結果によっては、分析機関にサンプルが送付され、分析されることになります。

(抽出検査関係)

Q9 グループごとに検査の内容は異なりますか？

(答)

農薬が残留するリスクを考慮して、タイ政府が分類したグループのうち、最もリスクが高いグループには最も厳格に検査が実施され、それ以下のグループに対しては、程度を落とした運用がされることになっており、グループによって以下のような違いがあります。

「非常に高リスク」グループ：(分析機関による分析、留め置き有、COA可)

- ・タイ政府が指定する分析機関での分析が終わるまでは、通関に進むことができず、商品が留め置かれます。(但し、分析の結果を待つことが出来ない場合は、条件付き(宣誓書の作成)で、通関手続きに進むことができます。)
  - ・分析対象物質は、「非常に高リスク」のリストに掲載されている問題が検出された物質です。
  - ・使用できるCOAの分析対象物質は、上記分析対象物質と同様です。
- (※) なお、例えば、みかんが、Very High Risk と High Risk に当てはまる場合は、Very High Risk に該当することになります。このため、COA 提示したい場合は、Very High Risk に掲載されている物質の分析結果のみを提示すればよいことになります。

**「高リスク」グループ**：(分析機関による分析、留め置き無、COA可)

- ・タイ政府が指定する分析機関での分析結果を待たず、通関に進むことができます。
- ・分析対象物質は、タイ政府が示している 134 の物質が対象です。
- ・COAを提示する場合の分析対象物質は、タイ政府が品目別に指定する 4~18 物質です。具体的には、下記をご参照ください。※令和3年10月1日から対象品目及び分析対象物質が変更されました。

**【原文】**

[https://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2021/COA\\_HighRisk\\_2565v5.pdf](https://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2021/COA_HighRisk_2565v5.pdf)

**【日本語仮訳】**

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html> のページのうち「タイ政府が指定する「高リスク」の野菜・果実別の分析結果証明書の対象物質一覧」を参照ください。

**「低リスク」グループ**：(簡易検査キットによる分析、留め置き無、COA可)

- ・分析機関による分析ではなく、まず、タイ政府が指定する簡易検査キットによる分析が行われ、その分析結果を待たず、通関に進むことができます。ただし、簡易検査キットの結果次第では、分析機関での分析が行われます。
- ・簡易検査キットの分析対象は、有機塩素系農薬、有機リン系農薬、ピレスロイド系農薬、カーバメイト系農薬の有無が検査されますが、分析機関における分析では、134 物質が対象です。
- ・タイ政府によると、タイ政府が指定する 134 物質のCOAを提示すれば、上記の簡易検査キットによる分析は免除され、通関することが可能です。

【タイ政府が分析を実施する 134 物質のリスト】

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html> のページのうち「輸入通関時の青果物の残留農薬検査に関するガイドラインに基づきタイ政府が分析を実施する 134 物質」を参照ください。

【原文】

<http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/Pesticides110ver.1.pdf>

Q10 「非常に高リスク」のリストはどのように更新されますか？

(答)

タイの残留基準値を超えた商品が確認され、食品・医薬品局が法的手続きを執ることを許可した場合、当該商品の輸出者及び品目が、「農業有害物質による残留有害物質問題が検出された生鮮野菜および果実リスト」（「非常に高リスク」(Very High Risk) のリスト）に追加されることとなります。

当該リストの更新は、少なくとも各月の 1 日及び 16 日に Very High Risk リストが見直されます。ただし、上記の期間以外に輸入者にとって有益なデータの変更がある場合は、直ちにリストが見直される可能性があるため、常に最新のリストをご確認下さい。

また、商品を輸送中に当該リストが改訂された結果、Very High Risk リストの対象物に含まれることが明らかになった場合は、商品が原産国から移動した日に基づき審査されます。リストに掲載される前に商品が移動していれば、Very High Risk グループに該当すると見なされません。なお、この場合、タイ側では、Bill of lading などの輸入書類をもとに確認されるとのことです。

なお、分析結果が 3 回連続して基準に適合した場合、Very High Risk リストから削除されます。

Q11 「高リスク」のリストはどのように更新されますか？

(答)

「高リスク」は、タイの食品医薬品検査所が、2018 年～2019 予算年度にサンプリングを行い、有害な残留農薬が検出された履歴があり、その割合が、それぞれの種類の野菜および果実サンプル数の 20%超のもので、そのうち上位 5 位となっている品目がリストに掲載されています。

品目リストの見直しについては、毎回会計年度（10 月～翌年 9 月）の見直しを予定しているとのこと。なお、2020 年については、8 月からガイドラインを運用したため、見直しによる変更は、2021 年 10 月 1 日から適用されています。

Q12 検査の費用はかかりますか？

(答)

「高リスク」「低リスク」商品の検査費用については、タイ食品医薬品局（FDA）負担となりますので、事業者の負担はありません。なお、「非常に高リスク」商品の検査費用については、輸入者負担となります。ただし、COAを提示して輸入する場合は、事業者が負担することになります。

Q13 検査の頻度はどのくらいですか？

(答)

現地からの情報によると、現在でも、船便の場合は、ほぼ毎回、航空便では、時々、サンプル抽出・検査が行われており、その頻度は現行と変わらない頻度になる可能性があります。このため、サンプリングされない荷もある可能性があります。なお、2021年8月時点の現地からの情報によると、一時期、航空便も頻繁にサンプル抽出がなされていたようですが、最近は、サンプル抽出がなされないこともある状況となっています。

なお、COAが不要にもかかわらず、現地のタイの担当官から、COAの提示を要求された場合、タイ政府が公表しているガイドライン及びQ&Aを提示し、COAは不要である旨を説明する等してご対応下さい。説明したにも関わらず、担当官に理解いただけない場合は、農林水産省輸出・国際局輸出支援課（Tel：03-3501-4079）または、最寄りの地方農政局等まで、対応したタイの担当官の名前、輸入業者、輸入商品の内容を添えてご相談ください。

また、在タイ法人からのご相談の場合は、在タイ日本国大使館又はジェトロバンコク事務所までご相談ください。また、COAが使用できるケースにもかかわらず、サンプル提供を要求された場合も同様のご対応をお願いします。

(参考)

・「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版）」（2020年7月）

【原文】（タイ語）

<http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised.pdf>

【英語訳】

[http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised\\_Eng.pdf](http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/ProcedureFruitVegImporterRevised_Eng.pdf)

【日本語仮訳】

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/thailand/food/revisedguidelines.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/revisedguidelines.pdf)

・「食品・医薬品検査課における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果物の監視施策に従ったガイドラインに関する質疑応答」

【原文】（タイ語）

[http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/QA\\_FruitVeg20200731\\_2.pdf](http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/QA_FruitVeg20200731_2.pdf)

【日本語仮訳】

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/thailand/food/QandA.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/QandA.pdf)

※ このタイの政府のQ & Aの質問 11 の回答に、「COAの提示は強制ではない」旨の記載があります。

Q14 検査でサンプリングされる量はどのくらいですか？

（答）

タイ政府によると、サンプリングする量は、分析に必要なしかるべき量を想定しており、具体的には、「非常に高リスク」グループと「高リスク」グループの商品の場合は1サンプルにつき分析機関が134物質の分析に必要とする1kgをサンプリングするとしています。また、「低リスク」グループの商品の場合は1サンプルにつき1kgを2セットサンプリングし、2セットうち1セットを簡易検査に使用し、もう1セットは簡易検査で有害物質が安全レベルを超えて残留していた場合、分析機関が134物質の分析に使用するとしています。

なお、商品が少量の場合は、サンプリング量を300～500gとすることは、検討可能とのことです。

Q15 検査では何を見られるのですか？

（答）

「非常に高リスク」グループに該当する商品は、過去に問題が発覚している物質について、タイにおける残留基準値に適合しているかどうか検査されます。

「高リスク」グループに該当する商品で、タイの担当官によりサンプリングされ、タイが指定する分析機関での分析が行われる場合、分析対象となっている134物質について、タイにおける残留基準値に適合しているかどうか検査されます。

一方で、「低リスク」グループに該当する商品については、有機塩素系、有機

リン系、ピレスロイド系、カーバメイト系農薬を簡易検査キットにより検査されます。簡易検査の結果によって分析機関による134物質の分析が行われます。

Q16 タイと日本の残留農薬の基準値はどのように異なるのですか？

(答)

タイの農薬残留基準値については、タイ保健省告示 387 号及びタイ保健省告示 393 号に記載されています。タイを含む海外の農薬の残留基準値と日本の残留基準値の違いについては、農林水産省の以下のホームページで品目ごとに一覧にして掲載しております。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou\\_kisei.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html)

上記のホームページに記載のない情報については、下記でご確認ください。

【タイ語】

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/P387.PDF](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P387.PDF)

[http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/264/T\\_0010.PDF](http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/264/T_0010.PDF)

【英語】

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/V.English/No.387.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.387.pdf)

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/V.English/No.393.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.393.pdf)

【日本語仮訳】 ※2017 年のみ

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/flood/exportguide/thai387.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/flood/exportguide/thai387.pdf)

【CODEX】

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/>

Q17 検査の結果が出るまでどれくらい時間がかかりますか？また、検査結果が出るまでは、通関ができないのですか？

(答)

一概には言えませんが、「非常に高リスク」に該当する商品の場合、サンプリング後、分析機関に送られ、分析結果が出るまで商品が留め置かれます。また、「高リスク」および「低リスク」に該当する商品の場合、分析結果が出るまで留め置かれることなく通関はできます。

「高リスク」及び「低リスク」のサンプル抽出及びCOAの確認に要する時間については、サンプル抽出については1日以内で、COAの確認については3時間未満を想定しているとのことです。

(分析結果証明書関係)

Q18 どの単位で分析結果証明書が必要ですか？また、どのようなところを見られますか？

(答)

同一園地（同一選別・梱包施設も可）、同一品目、同一シーズンの場合、同様に農薬散布がなされているとの考え方により、同一のCOAの使用が可能です。

ただし、COAに掲載されている品目、シーズンと輸入商品の同一性について証明する必要があります。COAに分析される野菜又は果物の種類が記載されており、かつサンプル採取場所（Packing House）名が記されていることが望ましいとのことです。

また、COAには、分析した物質の項目及び分析結果が記され、また当該物質の分析で検出できる限界値（Limit of Detection; LOD）が記載されている必要があります。

なお、COAを発行する機関が一般の民間の分析機関であった場合は、残留農薬分析に適用される範囲でISO/IEC 17025規格の認証を取得した分析機関により発行されたものであるか否かが、以下いずれかによって確認されます。

- (1) 国際試験所認定協力機構（ILAC）又はILACから承認を受けている認定機関（AB）のマーク及びロゴが両方表示される、またはどちらかが表示されているか。
- (2) 認証の品質（管理）に関するメッセージが表示されているか。  
例えば、Accreditation Number xx Accredited for compliance with ISO/IEC 17025-Testing、Accreditation : ISO/IEC 17025 等の記載
- (3) 認証に関する書類及び証拠があるか。

Q19 分析機関の指定はありますか？

(答)

原産地の管轄機関である政府機関または政府機関から委託または認証を受けた分析機関、または残留農薬分析に適用される範囲でISO/IEC 17025規格の認証を取得した分析機関により、COAを発行して頂く必要があります。

なお、当省で高リスクの品目別の対象物質の分析が可能な分析機関について、農林水産省ウェブサイトに掲載している放射性物質検査機関および食品衛生法に基づき厚生労働大臣に登録している検査機関（残留農薬検査実施機関）を対象にアンケート調査を実施した結果、一定の条件の下「実施可」との回答をいただいた機関を以下の農林水産省のホームページで公表しています。

Q20 何を分析すれば良いですか？品目によって分析する対象は異なりますか？

(答)

「非常に高リスク」のリストに掲載された商品については、過去に基準値を超えた成分（リストに掲載されている成分）の分析が必要です。なお、「非常に高リスク」のリストに掲載されている商品の品目が、「高リスク」品目にも該当する場合においても、過去に基準値を超えた成分（リストに掲載されている成分）の分析のみで良い旨、タイの担当官から聞いています。

「高リスク」の品目については、タイ政府が品目別に以下のURLのとおり、指定している4～18物質の分析が必要ですが（※令和3年10月1日から対象品目及び分析対象物質が変更されました。）、日本からの輸出する際の「高リスク」の分析結果証明書の対象物質については、別途、タイ政府に確認した結果、下記の表の物質については、我が国で農薬登録されていない又は対象の品目に適用がない農薬であり、これらの農薬については、検出することがないという前提で、分析対象から外してもよいとの回答を得ています。

【原文】

[https://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2021/COA\\_HighRisk\\_2565v5.pdf](https://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2021/COA_HighRisk_2565v5.pdf)

【日本語仮訳】

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html> のページのうち「タイ政府が指定する「高リスク」の野菜・果実別の分析結果証明書の対象物質一覧」を参照ください。

【日本からの輸出の際の分析結果証明書で分析が免除される物質】

品目	日本からの分析結果証明書において分析対象外の物質
セロリ	カルボフラン、クロルピリホス、シペルメトリン、デルタメトリン、イソプロカルブ、λ-シハロトリン、マラチオン、メチオカルブ、ピコキシストロビン、プロフェノホス、ピリメタニル、トリアジメホン、トリアゾホス
カイラン	ビフェントリン、メチオカルブ、メソミル、ペルメトリン、ピリメタニル
スナップエンドウ	ビフェントリン、クロロタロニル、クロルピリホス、シペルメトリン、ホスチアゼート、イソプロカルブ、メタミドホス、オメトエート、ピリメタニル

ホウレンソウ	ビフェントリン、カルボフラン、クロルピリホス、ジクロルボス、 λ-シハロトリン、ピリメタニル
コリアンダー	ビフェントリン、カルバリル、クロルピリホス、シペルメトリン、 フェンバレレート、ホスチアゼート、λ-シハロトリン、メトラ クロール、ホレート、プロフェノホス、ピリメタニル、トリアジ メホン
さくらんぼ	アセフェート、λ-シハロトリン、メチオカルブ、ホサロン、ホス メット、トリアゾホス
ザクロ	クロルピリホス、シペルメトリン、メチオカルブ、プロパルギッ ト
ライチ	ブプロフェジン、メタラキシル、オメトエート、チアベンダゾー ル

なお、分析方法については、タイの保健省告示 387 号の付表 5 に記載されている分析方法により分析を行う必要があると考えられます。また、分析部位等については、下記の農産物の規格基準に関する告示に記載されております。

(タイ保健省告示 387 号)

【タイ語】

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/P387.PDF](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P387.PDF)

【英語】

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/V.English/No.387.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.387.pdf)

【日本語仮訳】

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afa/2020/thai387.pdf>

※上記のpdfの p 33 「付表 5 農薬使用による食品中の残留有害物質の学術的な分析検査方法」  
をご覧ください。

(農産物の規格基準に関する告示)

【タイ語】

[https://www.acfs.go.th/standard/download/CLASSIFICATION\\_AGRICULTURAL\\_COMMODITIES-CROP.pdf](https://www.acfs.go.th/standard/download/CLASSIFICATION_AGRICULTURAL_COMMODITIES-CROP.pdf)

分析方法については、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)において、日本での分析方法が定められておりますので、当該分析方法等により分析をお願いします。

Q21 分析結果証明書と輸入商品の同一性について証明する必要があるとの

ことですが、どのような方法で証明すれば良いですか？

(答)

証明方法については、特定の方法に限られないとのことです。

例えば、以下①及び②を両方実施する方法によって、同一性を証明することが可能との考えがタイ政府から示されています。

- ① COA に野菜・果物の名前や、梱包施設の名前・住所、商品の生産バッチ (batch) などを記載する
- ② 選別施設や輸出者等によるレターを用意する、又は、ラベルやインボイスに梱包施設の名前・住所を入れる 等

Q22 分析結果証明書は、原本の提示が必要ですか？

(答)

COAの原本の提示が困難な場合は、COA発行機関、輸入者の法人を代表する署名権者、又は輸入者の事業運営者により原本証明（原本と相違ない複写である旨の証明）がなされたCOAのコピーであれば、容認されます。なお、必要なのは、上記の者のいずれか1者による原本証明です。また、輸入者の事業運営者については、具体的にどういった者まで認められるか疑義が生じた場合は、在タイの事業者から保健省に確認いただきますようお願いいたします。

Q23 分析結果証明書は、日本語でも良いですか？

(答)

タイ語又は英語である必要があります。タイ政府が許容する翻訳の方法については、食品医薬品局通知（2001年）「食品輸入のための製造施設の証明書」をご参照下さい。翻訳文書の提出の際は、在日タイ大使館、在タイ日本大使館、政府機関、または、国際基準に則った資格を有する民間会社による内容証明が求められます。必要なのは、これらのいずれか1機関による証明です。

なお、「国際基準に則った資格を有する民間会社」は、分析機関ではなく、翻訳関係の民間会社を指しています。

(参考) 食品医薬品局通知（2001年）「食品輸入のための製造施設の証明書」

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_fda/English/2%20Cert%20for%20import.pdf](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/English/2%20Cert%20for%20import.pdf)

(ラベル関係)

Q24 ラベルを貼り付ける等の対応が必要ですか？

(答)

今回のガイドラインでは、「選果梱包施設の名称」「選果梱包施設の所在地」「生産国」「商品名」といった情報をラベルに記載することが求められています。具体的には、下記のような例のようなラベルは認められます。また、下記以外でも今回のガイドラインで求められている情報が記載されていれば、認められる可能性があります。

(例1) 植物検疫上のラベル（既存のラベル）に追記するパターン

Product of Japan	
Name of exporting company	ABC Co Ltd
Name of Fruit	<i>Apples</i>
Name of packing house	<i>YZ Packing House</i>
Address of packing house	<i>1-2-3 XXX, YYY, Tokyo, 456-7890</i>
Packinghouse code (PHC)	X-001
Production unit code (PUC)	W-555
EXPORT TO THAILAND	

※ 植物検疫上要求されているラベルに、植物検疫上記載が求められている事項に加え、選果梱包施設の住所等の情報を追記しても、輸出検査時に問題になることはありません。

(例2) 植物検疫上でラベルが求められている品目以外の場合

Name of Vegetables	<i>Spinach</i>
Name of packing house	<i>YZ Packing House</i>
Address of packing house	<i>1-2-3 XXX, YYY, Tokyo, 456-7890</i>
Country of origin	Japan
Reference Number	123456789

(罰則関係)

Q25 どのような場合、通関できない又は罰則が科せられますか？

(答)

「非常に高リスク」のグループに該当する商品については、分析機関による分析が行われ、分析結果が出るまでは留め置かれ、タイの農薬残留基準値を超えた場合、輸入は許可されません。

また、タイでの分析の結果が、下記に該当する場合、タイの食品法に基づく罰則が適用される可能性があります。

(1) タイ保健省告示第 387 号に定められる最大残留基準値 (MRL) 等を超える残留農薬が検出された場合

→ 5万バーツ (約 17 万円 (1 バーツ=約 3.4 円)) 未満の罰金刑

(2) 汚染された食品による暴露量が、健康影響を及ぼすレベルに相当した場合

→ 2年未満の禁錮刑若しくは2万バーツ未満の罰金刑、またはその両方

また、これらの違反があった商品が「高リスク」又は「低リスク」の商品だった場合、輸出者及び品目が、「非常に高リスク」商品のリストに追加されるとともに、輸入者に商品回収が要請されます。

また、販売まで終了した段階で、販売時点での農薬残留基準値超えが確認された場合であって、輸入者が特定可能なときは、販売者及び輸入者の双方が上記の刑が科せられる可能性があります。

なお、罰則が適用される対象は、主に輸入者 (タイ政府から輸入許可を取得している者) が想定され、例えば、タイで輸入ライセンスを所持する貿易会社と考えられますが、事案ごとの事情が勘案されることが想定されます。

(その他)

Q26 分析結果証明書を取得するための費用について、国の補助はありますか？その他、支援策はありますか？

(答)

農林水産省では、タイ向けの青果物等の輸出に必要な残留農薬検査の費用を補助する事業 (施設認定等検査支援事業) を行っています。詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省 HP で事業名を検索ください。本事業につきまして、御不明な点がございましたら、輸出支援課まで御連絡下さい。

この他、農林水産省では、タイの農薬規制等にかかる対応で活用いただける支援事業を用意しておりますので、併せてご確認下さい。

○ 該当農薬の代替防除手法の導入をご検討の方  
青果物輸出産地体制強化加速化事業

(問い合わせ先：農産局園芸作物課 ☎ 03-3502-5958)

- 病虫害防除や残留農薬基準等の課題に対する技術的支援をご希望の方  
輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業

(問い合わせ先：一般社団法人全国植物検疫協会 ☎ 070-1187-1520)

Q27 タイの農薬規制にかかる最新の情報は、どこで入手できますか？

(答)

農水省の以下のホームページにて、タイの農薬規制にかかる情報を掲載しております。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

Q28 簡易検査キットは国内でも入手可能ですか？

(答)

「低リスク」に該当する品目については、「GT-Pesticide test kit」「GPO-TM/2kit」という簡易検査キットにより検査が行われているとのことですが、これらの検査キットは、国内の理化学機器を扱う商社等を通して、購入することが可能かと考えられます。使用される簡易キットは、以下のとおりです。

- ・ ゴーブトーン・トーポム (Gobthong Thoophom) 社製 「GT-pesticide test kit」

<http://www.gttestkit.com/>

※有機リン系及びカーバメイト系農薬の残留検査用に用いられる。

- ・ タイ国営製薬公社 (GPO) 製 「GPO-TM/2 kit」

<https://www2.gpo.or.th/Default.aspx>

※有機塩素系及びピレスロイド系農薬の残留検査用に用いられる。

### 3 パラコート等の規制強化について

Q29 この規制が導入された背景は何ですか？

(答)

タイ政府は、これまで、グリホサート、パラコート及びクロルピリホスの3種の農薬の規制を検討してきた経緯があります。2019年10月に国家危険物質委員会 (NHSC) がこれら農薬のタイ国内での使用を同年12月から禁止する決議を採択しましたが、同11月に同委員会がその決議を覆し、グリホサートの使

用禁止を見送るとともに、パラコート、クロルピリホスの使用禁止の開始時期を6ヶ月延期することとしました。

その後、2020年5月19日、タイ工業省は、パラコート、クロルピリホスなどの5種の物質を、同年6月1日から第4種有害物質に指定し、使用禁止とする告示を発表しました。これを受け、タイ保健省は、同年11月2日、これら5つの物質が食品から検出されることを禁止することなどを定めた保健省告示を公布しました（施行は2021年6月1日から）。

Q30 対象の品目は何ですか？

(答)

タイの国内及び海外から輸入されるすべての農産物及び食品が該当します。

Q31 規制の内容は具体的にはどのような内容ですか？

(答)

クロルピリホス、クロルピリホスメチル、パラコート、パラコートジクロリド、パラコートジメチルサルフェート又はパラコートメトサルフェートを、第387号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」の「有害物質法に従う第4種有害物質第1リスト」に追加するとともに、同告示の第2リスト「残留有害物質の上限値 (Maximum Residue Limit ; MRL)」のクロルピリホス及びパラコートを削るというものです。

2020年8月、当該告示案がタイの食品委員会で承認され、同年11月2日、公布されました。これにより、2021年6月1日から当該告示が施行され、上記の5物質の食品からの検出が禁止されることとなりました。

ただし、これらの物質については、検出限界値 (Limit of Detection : LOD) が以下の通り示されています。

- パラコート、パラコートジクロリド、パラコートジメチルサルフェート、パラコートメトサルフェート LOD
  - ・ 生鮮果実及び野菜 0.005 mg/kg
  - ・ 穀物及び豆類 0.02 mg/kg
  - ・ 肉、牛乳、卵 0.005 mg/kg
- クロルピリホス、クロルピリホス-メチル LOD
  - ・ 生鮮果実及び野菜 0.005 mg/kg
  - ・ 穀物及び豆類 0.01 mg/kg
  - ・ 肉、牛乳、卵 0.005 mg/kg

(参考)

【保健省告示 387 号 改正告示 (2020 年 11 月 2 日公布)】

(原文)

[https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_moph/P419.pdf](https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P419.pdf)

(日本語訳)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/thailand/food/MoPH419.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/MoPH419.pdf)

Q32 通関時に、パラコート等の農薬がタイ政府の検査で輸出農産物に検出された場合、どうなりますか？罰則はありますか？

(答)

「非常に高リスク」のグループに該当する商品については、分析機関による分析が行われ、分析結果が出るまでは留め置かれ、分析の結果、タイの農薬残留基準値を超えた場合、輸入は許可されません。

タイ政府が分析を行い、下記に該当する場合、タイの食品法に基づく罰則が適用される可能性があります。

(1) 残留農薬が検出されたとき

→ 5万バーツ (約 17 万円 (1 バーツ=約 3.4 円)) 未満の罰金刑

(2) 汚染された食品による暴露量が健康影響を及ぼすレベルに相当した場合

→ 2年未満の禁錮刑若しくは2万バーツ未満の罰金刑、またはその両方

また、これらの違反があった商品が「高リスク」又は「低リスク」の商品だった場合、輸出者及び品目が、「非常に高リスク」商品のリストに追加されるとともに、輸入者に商品回収が要請されます。

Q33 今後、規制が強化される農薬はありますか？

(答)

グリホサートの使用禁止の方針が一度示されましたが、見送られた状況になっており、今後も注視が必要です。また、今後、新たな農薬規制が行われる可能性もありますが、具体的な情報は現時点ではありません。

(以上)